

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月20日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 O t e m a c h i O n e タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S 気候変動関連グローバル成長株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）

・愛称として「クールアース」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）

・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年5月21日から2025年11月20日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- をいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 気候変動問題への対応に優れ、低炭素社会への長期的な移行から恩恵を受けると判断される世界各国の企業の株式を中心に実質的に投資を行います。

- ・低炭素社会の実現に向けた取り組みは、あらゆるセクターの企業にとって長期的な成長と生き残りを賭けた構造的課題である一方、企業の収益成長に結びつく成長機会を生み出しています。
- ・当ファンドでは、気候変動問題に対する社会全体に亘る広範な取り組みを投資機会として取り込むべく、主に以下の2つの企業群に着目して投資を行います。
 - ①炭素削減の技術を有するソリューション・プロバイダー（適応型）企業
 - ②事業活動を通じて脱炭素社会を実現する各セクターにおけるリーディング（低減型・転換型）企業
- ・当ファンドはESGを投資銘柄選定の主要な要素としており、ESGを主要な要素として選定する投資銘柄の組入比率は100%とすることを目標としております。



2 環境関連投資に豊富な経験と実績のあるUBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
- ・当ファンドの運用は、グローバルESG株式運用で優れた運用実績を持つ運用チームが、ESG分析の専任チームと協働して行います。

[マザーファンドの運用指図に関する権限の委託]

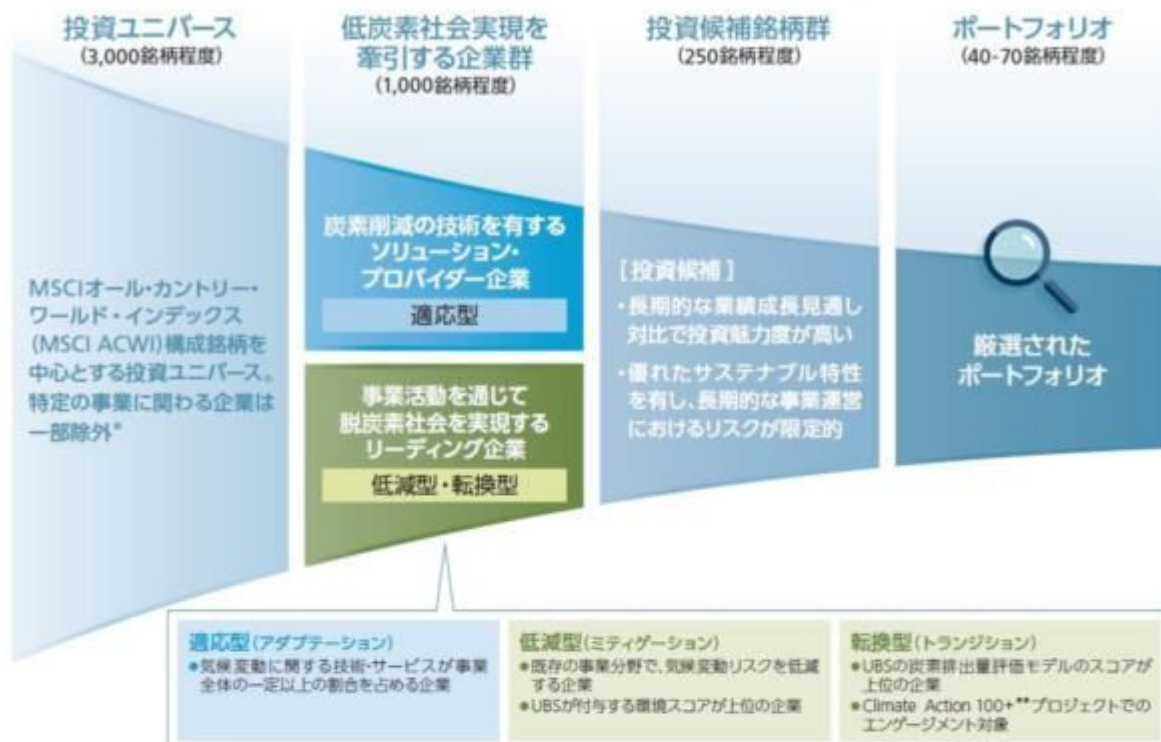
- ・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー
(UBS Asset Management (Americas) LLC)

3 年1回の決算時に収益分配を行います。

- ・毎決算時（毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき、分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

◎ 運用プロセス

- ・当ファンドは、低炭素社会の実現に向けて先進的な取り組みを行う高い投資魅力を有する企業を選別します。



* 当ファンドでは、アルコール、タバコ、遺伝子組み換え作物、ギャンブル・風俗関連、原子力、従来型の石油・ガスの採掘、石炭の採掘および一般炭（発電燃料用の石炭）から5%を超える収益を上げている企業および非人道的兵器にかかわる企業をポートフォリオから除外。また、国連グローバル・コンパクト原則（人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる10の原則）に違反している企業も除外。

** バリ協定の目標を達成するために発足した国際投資家団体。世界の機関投資家約700機関が参画

2025年2月末現在

【ESGとは】

「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（統治）」の頭文字を取った言葉で、企業の持続的成長において重要な要素として注目されているものであり、当ファンドにおいてはこのうち「Environment（環境）」（二酸化炭素排出量削減や再生可能エネルギー等）に着目して運用を行います。

【当社のスチュワードシップ方針】

- ・UBSアセット・マネジメント・グループとして、各国のスチュワードシップ・コードならびに関連規制への準拠を表明しており、当社においても日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しています。
- ・企業のESGに関するパフォーマンスを分析し、特定されたリスクと機会についてエンゲージメントを行い、また一貫して議決権行使を行うことに、資産運用会社として責任を有すると考えています。投資家による積極的なオーナーシップが企業や市場全体の長期的な持続可能性と成功に貢献するものであり、効果的なスチュワードシップは、投資家と企業が直面する環境、社会、ガバナンスの問題を特定し、影響を与える機会を資産運用会社に提供すると考えています。
- ・UBSアセット・マネジメント・グループのスチュワードシップ方針ならびに実施内容等につきましては、以下のホームページをご参照ください。
<http://japan1.ubs.com/am/pages/importance/ssc>

◎ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以内とします。
投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時（毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

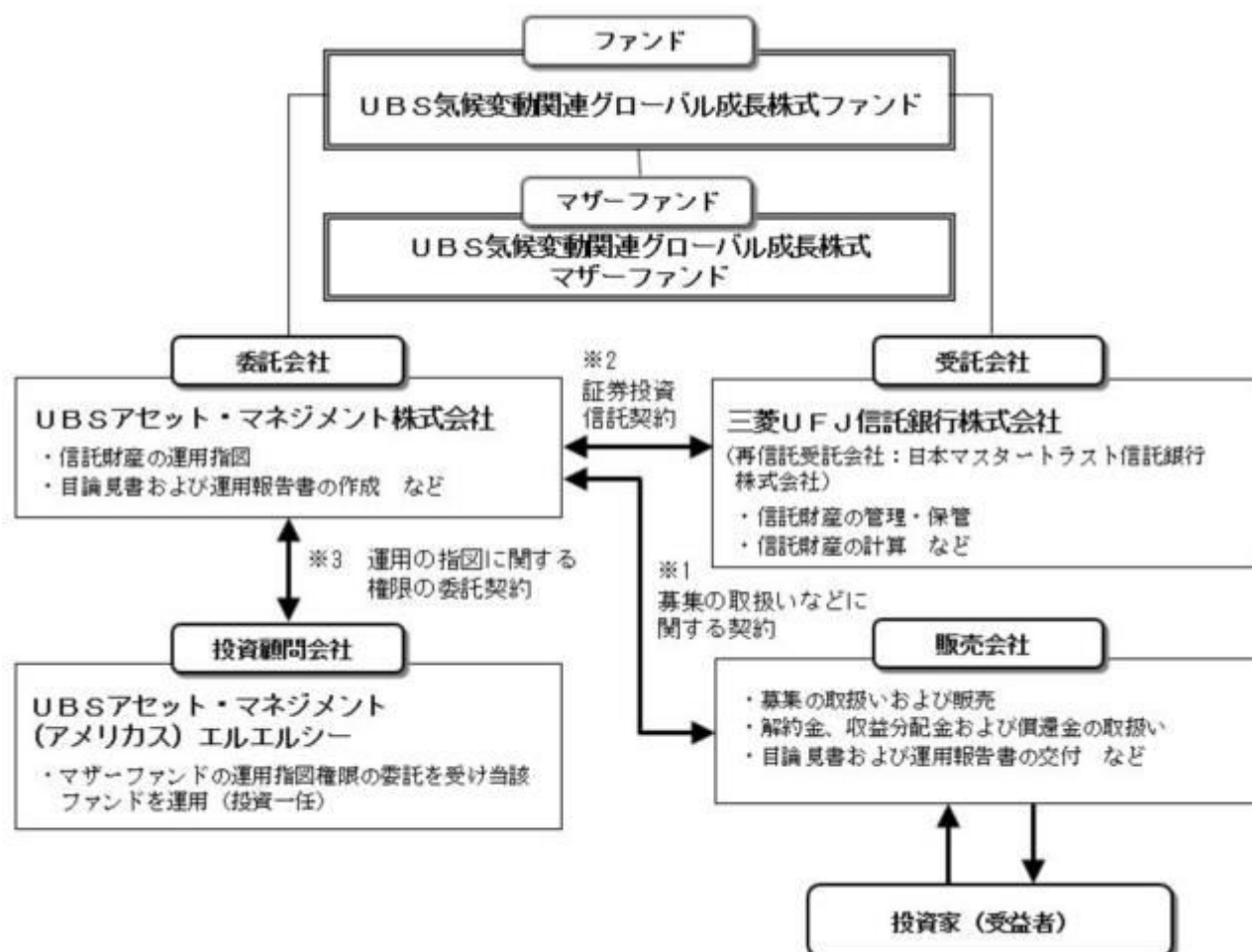
2007年 8月31日

・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2017年 7月24日

- ・マザーファンドの運用指図権限の委託先をUBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクへ変更
 - ・買付または換金を受付けない日をニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日へ変更
- 2021年 5月21日
- ・ファンドの名称を「UBS地球温暖化対応関連株ファンド」から「UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- ※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年2月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

2024年4月2日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、先進的な技術やサービスで気候変動問題への対応を行う企業や低炭素社会実現を牽引する企業の株式を中心に投資を行います。
- ② 個別銘柄の選択においては、主として気候変動に関する取り組みを各セクターでリードする企業、ならびに低炭素社会移行からの恩恵が期待される企業の中で、長期的な業績成長見通しが優れ、事業運営におけるリスクが限定的な企業を選択し投資いたします。
- ③ 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
- ⑥ マザーファンド受益証券の組入れについては、高位を維持することを基本とします。
- ⑦ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】**＜UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド＞**

UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式等に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の範囲は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

- ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

- ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形**② 有価証券の指図範囲**

委託会社は、信託金を、主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するも

- の
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、外国為替予約の指図、資金の借入れを行うことができます。

<UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド>

先進的な技術やサービスで気候変動問題への対応を行う企業や低炭素社会実現を牽引する企業の株式を中心に投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の範囲は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（約款第16条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。）は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するものの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 - 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、外国為替予約の指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

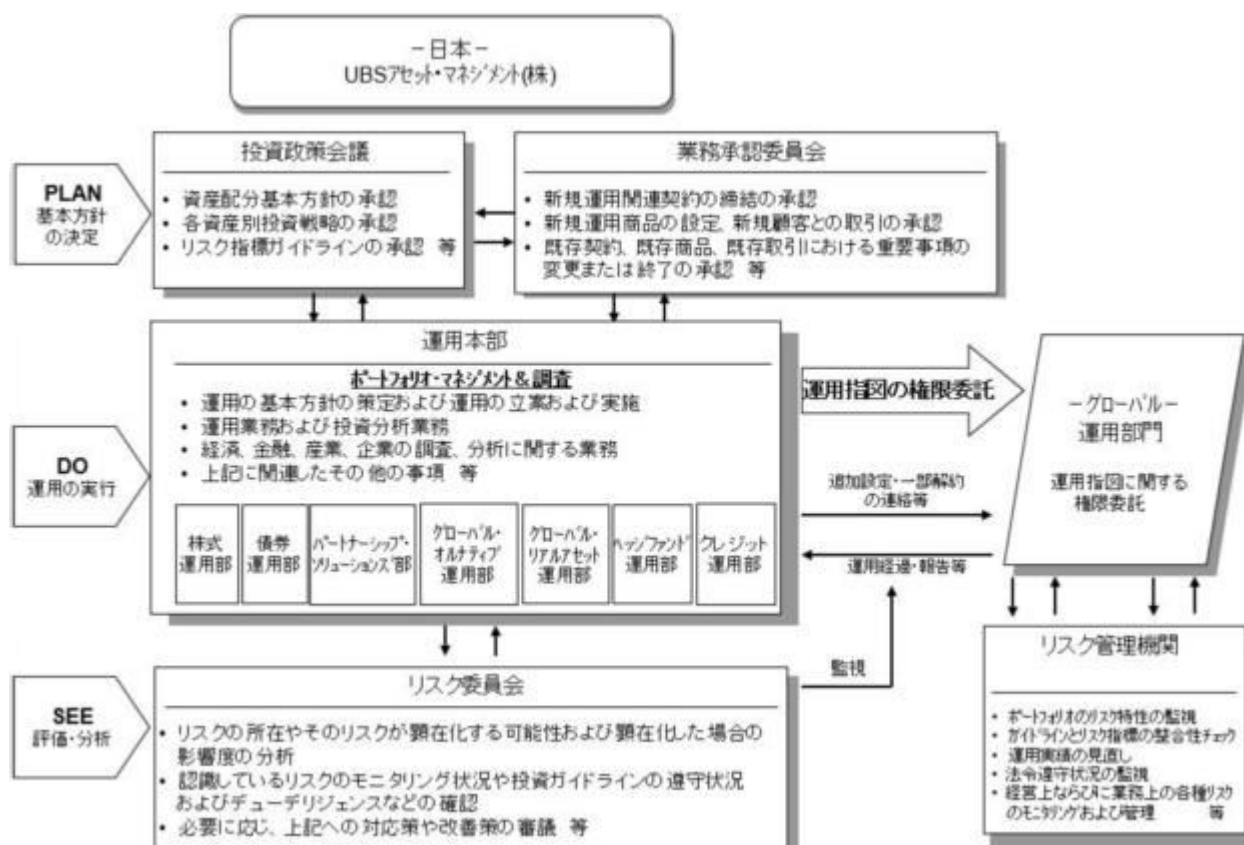
<UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	先進的な技術やサービスで気候変動問題への対応を行う企業や低炭素社会実現を牽引する企業の株式を中心に投資を行います。

投資方針	① 個別銘柄の選択においては、主として気候変動に関する取り組みを各セクターでリードする企業、ならびに低炭素社会移行からの恩恵が期待される企業の中で、長期的な業績成長見通しが優れ、事業運営におけるリスクが限定的な企業を選択し投資いたします。 ② 株式の組入比率は、原則として高位に保ちます。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。 ⑤ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ③ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>**投資政策会議：**

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

経営委員会が直接所管する統合運用リスクを除き、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況やデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。なお、統合運用リスクについては経営委員会への報告のためリスク委員会にて定期的なモニタリングを行います。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2025年2月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】**① 収益分配方針**

毎決算時（毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、上記1)の範囲内で基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3) 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い**<分配金再投資コース>**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】**① 約款に定める投資制限****<UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド>**

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 10) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 11) 信用取引の指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 12) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 13) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図
- イ) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行う事の指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 15) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の

範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 16) 有価証券の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の売付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 17) 有価証券の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由によりロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁するものとします。
- 18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 19) 外国為替予約の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 20) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 21) 資金の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポ

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

10) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

11) 信用取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

12) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

13) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行う事の指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

15) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 有価証券の空売りの指図範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第26条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。な

お、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うこととの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ)の売付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17) 有価証券の借入れ

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由によりロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁するものとします。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国有価証券、外国通貨表示の預金、その他資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

20) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の企業の株式に投資を行いますので、基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。当ファンドは元本および利回りが保証されているものではありませんので、基準価額が下落した場合には損失を被る場合があります。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているのではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 株式の価格変動リスク

株価は、国内外の政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、ファンドは新興国の株式や新規公開株にも投資することがありますが、新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、新規公開株式は一般的に価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。その結果元本を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

③ カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合基準価額は下落し、損失を被る場合があります。

- ④ 信用リスク
投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、基準価額の下落の要因のひとつになります。
- ⑤ 流動性リスク
急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ⑥ 大量解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

＜その他の留意点＞

- ① 短期金融商品の信用リスク
ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。
- ② 買付および換金申込に係る制限
・買付または換金の申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
- ③ クーリング・オフ
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ④ 分配金に関する留意点
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。
- ⑤ 流動性リスクに関する留意点
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ⑥ ESGを銘柄選定の主要な要素とすることに関する留意点
ファンドはESGの要素のうち気候変動への対応に優れ、低炭素社会への長期的な移行から恩恵を受けると判断される銘柄でポートフォリオを構築しているため、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

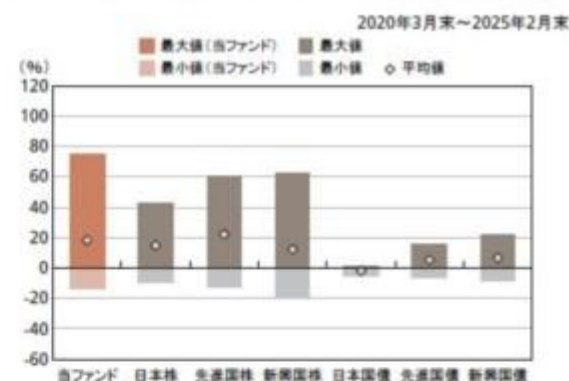
※上記体制は2025年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※ 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	75.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 13.1	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	18.3	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

※ 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表したものです。

■ 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・ NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・ 販売会社における申込手数料率は3.3% (税抜3.0%) が上限となっております。
- ・ 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ <分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※ 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.837%（税抜1.67%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.67%	0.80%	0.80%	0.07%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ② 売買委託手数料
組入る有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ③ 監査費用
信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。
- ④ その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記③および④の1. から6. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記③および④の1. から6. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- ⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
 2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
 3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
 4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※上記①および②の費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示する事ができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

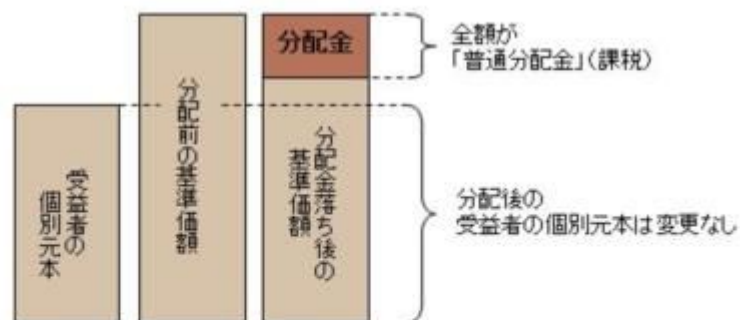
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

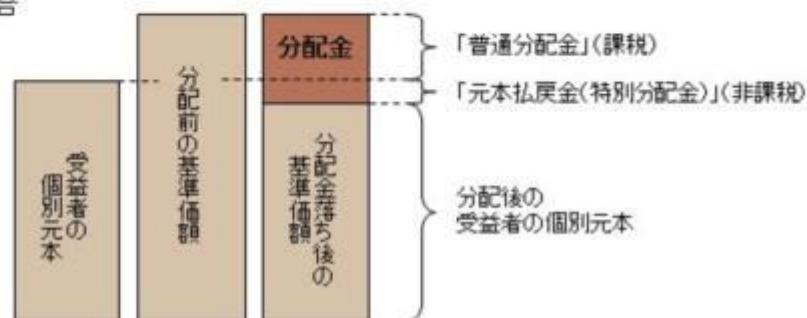
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2023年8月22日～2024年8月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.99%	1.84%	0.15%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド】

以下の運用状況は2025年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,920,629,771	99.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	13,806,904	0.47
合計(純資産総額)		2,934,436,675	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド	1,487,233,818	1.9276	2,866,791,908	1.9638	2,920,629,771	99.53

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.53
合計	99.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第8計算期間末（2015年 8月20日）	4,145	4,145	0.6092	0.6092
第9計算期間末（2016年 8月22日）	2,788	2,788	0.5024	0.5024
第10計算期間末（2017年 8月21日）	2,798	2,798	0.6235	0.6235
第11計算期間末（2018年 8月20日）	2,606	2,606	0.6788	0.6788
第12計算期間末（2019年 8月20日）	2,182	2,182	0.6293	0.6293
第13計算期間末（2020年 8月20日）	2,321	2,321	0.7655	0.7655
第14計算期間末（2021年 8月20日）	3,755	3,755	1.0525	1.0525
第15計算期間末（2022年 8月22日）	4,068	4,068	1.1066	1.1066
第16計算期間末（2023年 8月21日）	3,346	3,346	1.1903	1.1903
第17計算期間末（2024年 8月20日）	3,101	3,101	1.4085	1.4085
2024年 2月末日	3,352	—	1.3462	—
3月末日	3,355	—	1.4096	—
4月末日	3,366	—	1.4411	—
5月末日	3,359	—	1.4714	—
6月末日	3,392	—	1.5162	—
7月末日	3,215	—	1.4528	—
8月末日	3,066	—	1.3948	—
9月末日	3,109	—	1.4240	—
10月末日	3,199	—	1.4941	—
11月末日	3,168	—	1.4910	—
12月末日	3,195	—	1.5246	—
2025年 1月末日	3,192	—	1.5350	—
2月末日	2,934	—	1.4210	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第8期	2014年 8月21日～2015年 8月20日	0.0000
第9期	2015年 8月21日～2016年 8月22日	0.0000
第10期	2016年 8月23日～2017年 8月21日	0.0000
第11期	2017年 8月22日～2018年 8月20日	0.0000
第12期	2018年 8月21日～2019年 8月20日	0.0000
第13期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	0.0000
第14期	2020年 8月21日～2021年 8月20日	0.0000
第15期	2021年 8月21日～2022年 8月22日	0.0000
第16期	2022年 8月23日～2023年 8月21日	0.0000
第17期	2023年 8月22日～2024年 8月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第8期	2014年 8月21日～2015年 8月20日	12.6
第9期	2015年 8月21日～2016年 8月22日	△17.5
第10期	2016年 8月23日～2017年 8月21日	24.1
第11期	2017年 8月22日～2018年 8月20日	8.9
第12期	2018年 8月21日～2019年 8月20日	△7.3
第13期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	21.6
第14期	2020年 8月21日～2021年 8月20日	37.5
第15期	2021年 8月21日～2022年 8月22日	5.1
第16期	2022年 8月23日～2023年 8月21日	7.6
第17期	2023年 8月22日～2024年 8月20日	18.3
第18期（中間期）	2024年 8月21日～2025年 2月20日	6.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第8期	2014年 8月21日～2015年 8月20日	29,687,426	1,817,085,267
第9期	2015年 8月21日～2016年 8月22日	5,751,945	1,260,782,712
第10期	2016年 8月23日～2017年 8月21日	3,301,963	1,064,319,979
第11期	2017年 8月22日～2018年 8月20日	20,311,301	668,905,039
第12期	2018年 8月21日～2019年 8月20日	6,562,362	378,676,830
第13期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	32,751,157	468,376,658
第14期	2020年 8月21日～2021年 8月20日	1,170,391,049	634,749,502
第15期	2021年 8月21日～2022年 8月22日	833,997,377	725,777,095
第16期	2022年 8月23日～2023年 8月21日	124,556,489	989,582,873
第17期	2023年 8月22日～2024年 8月20日	89,229,863	699,150,534
第18期（中間期）	2024年 8月21日～2025年 2月20日	27,945,637	159,504,209

（参考）

U B S 気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド

以下の運用状況は2025年 2月28日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,847,233,250	56.59
	イギリス	279,301,235	8.56
	カナダ	133,423,787	4.09
	台湾	127,155,649	3.90
	スペイン	109,738,070	3.36
	ドイツ	101,274,042	3.10
	ルクセンブルク	81,787,675	2.51
	中国	76,503,870	2.34
	アイルランド	56,063,748	1.72
	オランダ	55,557,353	1.70
	ノルウェー	53,740,162	1.65
	オーストリア	51,191,267	1.57
	フランス	49,387,499	1.51
	イタリア	44,280,922	1.36
	ブラジル	42,761,266	1.31
	日本	35,646,000	1.09
	ジャージー	32,301,372	0.99
	小計	3,177,347,167	97.33
投資信託受益証券	アイルランド	16,622,371	0.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	70,425,055	2.16
合計(純資産総額)		3,264,394,593	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2,934	63,105.36	185,151,133	58,749.96	172,372,398	5.28
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	5,475	24,963.45	136,674,940	25,219.39	138,076,188	4.23
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,979	39,882.56	78,927,596	53,243.60	105,369,096	3.23
アメリカ	株式	PATHWARD FINANCIAL INC	銀行	7,826	9,791.41	76,627,586	11,539.55	90,308,573	2.77
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半 導体製造装 置	3,124	26,259.60	82,034,995	27,103.74	84,672,085	2.59
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア 機器・サー ビス	1,204	86,893.91	104,620,270	70,129.37	84,435,768	2.59

イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,687	24,210.73	89,264,990	22,673.15	83,595,936	2.56
ルクセンブルク	株式	EUROFINS SCIENTIFIC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10,921	8,282.58	90,454,144	7,489.02	81,787,675	2.51
中国	株式	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	耐久消費財・アパレル	90,100	834.95	75,229,729	849.09	76,503,870	2.34
アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	1,792	39,222.52	70,286,757	42,259.32	75,728,710	2.32
イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	8,976	8,648.24	77,626,674	8,386.84	75,280,276	2.31
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2,436	25,101.15	61,146,416	29,604.72	72,117,113	2.21
カナダ	株式	ROYAL BANK OF CANADA	銀行	4,020	15,930.57	64,040,899	17,251.47	69,350,917	2.12
イギリス	株式	DRAX GROUP PLC	公益事業	58,751	1,254.58	73,708,358	1,166.86	68,554,314	2.10
アメリカ	株式	DANAHER CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,107	40,178.91	84,656,966	30,788.61	64,871,613	1.99
カナダ	株式	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	運輸	5,600	11,517.21	64,496,387	11,441.58	64,072,870	1.96
ドイツ	株式	KNORR-BREMSE AG	資本財	4,927	11,421.03	56,271,464	12,984.81	63,976,208	1.96
スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	31,488	1,591.78	50,122,221	2,005.68	63,154,978	1.93
アメリカ	株式	ATLASSIAN CORP-CL A	ソフトウェア・サービス	1,504	26,419.74	39,735,302	41,680.10	62,686,873	1.92
アメリカ	株式	MONGODB INC	ソフトウェア・サービス	1,591	38,129.92	60,664,717	39,274.90	62,486,373	1.91
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	金融サービス	671	89,176.38	59,837,351	90,999.36	61,060,571	1.87
アメリカ	株式	REGAL REXNORD CORP	資本財	3,016	23,911.27	72,116,418	19,448.11	58,655,529	1.80
オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア機器・サービス	14,180	4,114.06	58,337,427	3,918.00	55,557,353	1.70
アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	2,911	15,541.73	45,241,984	17,960.39	52,282,724	1.60
イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9,540	5,591.88	53,346,558	5,437.18	51,870,709	1.59
オーストリア	株式	ERSTE GROUP BANK AG	銀行	4,746	9,233.30	43,821,261	10,786.19	51,191,267	1.57
アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア・サービス	578	82,466.67	47,665,737	85,686.07	49,526,551	1.52
フランス	株式	DANONE	食品・飲料・タバコ	4,639	9,448.03	43,829,420	10,646.15	49,387,499	1.51
アメリカ	株式	AECOM	資本財	3,239	15,028.36	48,676,874	14,556.90	47,149,813	1.44
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	340	124,657.15	42,383,431	137,840.08	46,865,628	1.44

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	-------------

株式	国内	電気機器	1.09
	外国	素材	3.01
		資本財	12.78
		商業・専門サービス	0.89
		運輸	2.82
		自動車・自動車部品	2.19
		耐久消費財・アパレル	5.45
		メディア・娯楽	4.23
		食品・飲料・タバコ	3.81
		家庭用品・パーソナル用品	2.31
		ヘルスケア機器・サービス	4.29
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.05
		銀行	8.39
		金融サービス	6.47
		ソフトウェア・サービス	16.23
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.59
		公益事業	4.88
		半導体・半導体製造装置	9.86
投資信託受益証券	—	—	0.51
合計			97.84

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

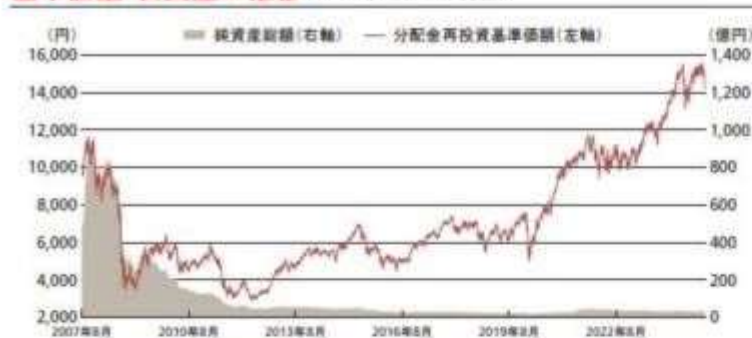
該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
 ◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2025年2月28日現在）



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2020年8月	0円
2021年8月	0円
2022年8月	0円
2023年8月	0円
2024年8月	0円
設定未累計	0円

主要な資産の状況（2025年2月28日現在）

組入上位10銘柄

銘柄名	国／地域	業種	投資比率
1 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.28%
2 ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	4.23%
3 VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	3.23%
4 PATHWARD FINANCIAL INC	アメリカ	銀行	2.77%
5 TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	台湾	半導体・半導体製造装置	2.59%
6 UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	2.59%
7 ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.56%
8 EUROFINS SCIENTIFIC	ルクセンブルク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.51%
9 GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	中国	耐久消費財・アパレル	2.34%
10 AUTODESK INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.32%

国／地域別投資比率

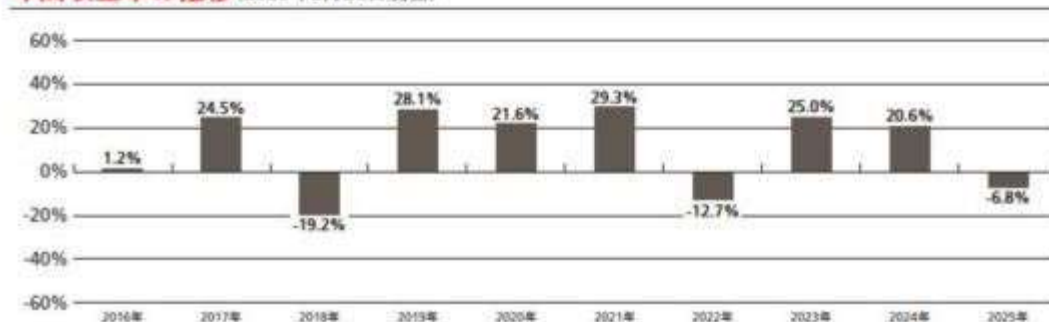
国／地域	投資比率
1 アメリカ	56.59%
2 イギリス	8.56%
3 カナダ	4.09%
4 台湾	3.90%
5 スペイン	3.36%
6 ドイツ	3.10%
7 ルクセンブルク	2.51%
8 中国	2.34%
9 アイルランド	2.23%
10 オランダ	1.70%
その他の国	9.48%
現金・預金・その他の資産	2.16%
合計	100.00%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
 ※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.53%組入れています。

業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率
株式	国内	電気機器	1.09%
	外国	素材	3.01%
		資本財	12.78%
		商業・専門サービス	0.89%
		運輸	2.82%
		自動車・自動車部品	2.19%
		耐久消費財・アパレル	5.45%
		メディア・娯楽	4.23%
		食品・飲料・タバコ	3.81%
		家庭用品・パーソナル用品	2.31%
		ヘルスケア機器・サービス	4.29%
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.05%
		銀行	8.39%
		金融サービス	6.47%
		ソフトウェア・サービス	16.23%
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.59%
		公益事業	4.88%
		半導体・半導体製造装置	9.86%
有価証券外払証券	—	—	0.51%
合計			97.84%

年間収益率の推移（2025年2月28日現在）



※2025年は年初から2月末までの騰落率。
 ※税引前分配金を再投資したものとして算出。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド
UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (5) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 申込単位（当初元本1口＝1円）
販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

- (9) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。
 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

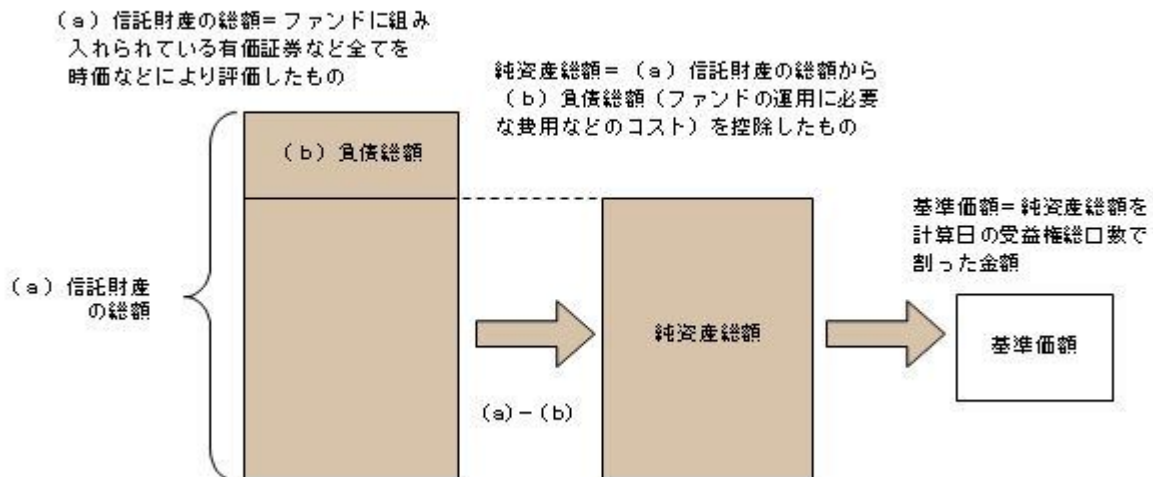
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2007年8月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年8月21日から翌年8月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が25億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

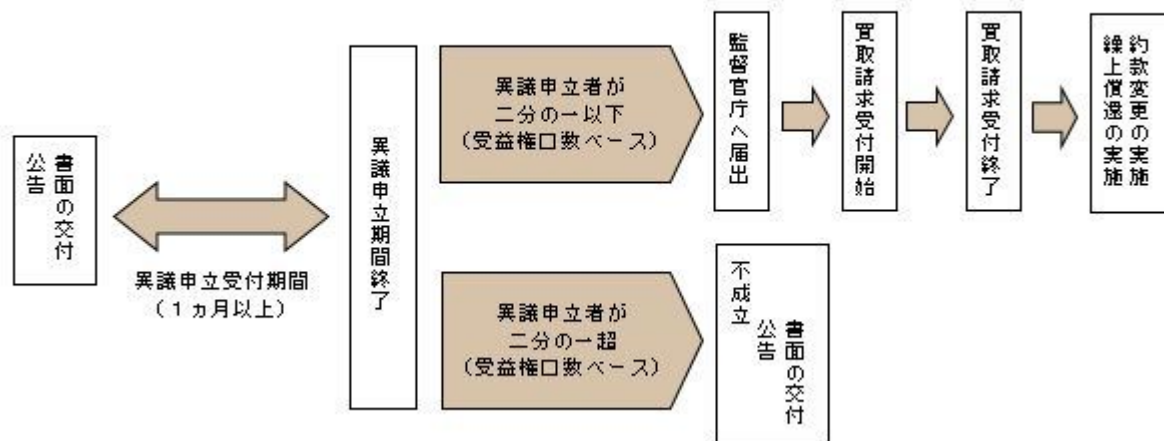
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <https://www.ubs.com/japanfunds/>
- ⑦ 関係法人との契約について
・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2023年 8月22日から2024年 8月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2023年 8月21日現在	当期 2024年 8月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,823,158	16,358,598
親投資信託受益証券	3,329,749,454	3,085,406,752
未収入金	40,000,000	42,000,000
未収利息	-	49
流動資産合計	3,388,572,612	3,143,765,399
資産合計	3,388,572,612	3,143,765,399
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,920,851	11,378,068
未払受託者報酬	1,327,421	1,263,222
未払委託者報酬	30,341,044	28,873,683
未払利息	54	-
その他未払費用	1,267,768	1,124,934
流動負債合計	41,857,138	42,639,907
負債合計	41,857,138	42,639,907
純資産の部		
元本等		
元本	2,811,566,769	2,201,646,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	535,148,705	899,479,394
（分配準備積立金）	468,922,065	823,423,512
元本等合計	3,346,715,474	3,101,125,492
純資産合計	3,346,715,474	3,101,125,492
負債純資産合計	3,388,572,612	3,143,765,399

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年 8月23日 至 2023年 8月21日	当期 自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日
営業収益		
受取利息	-	1,459
有価証券売買等損益	313,230,311	623,657,298
営業収益合計	313,230,311	623,658,757
営業費用		
支払利息	18,760	10,388
受託者報酬	2,737,503	2,519,224
委託者報酬	62,571,468	57,582,203
その他費用	2,600,518	2,249,220
営業費用合計	67,928,249	62,361,035
営業利益又は営業損失（△）	245,302,062	561,297,722
経常利益又は経常損失（△）	245,302,062	561,297,722
当期純利益又は当期純損失（△）	245,302,062	561,297,722
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,475,699	92,131,711
期首剰余金又は期首欠損金（△）	392,070,436	535,148,705
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,946,210	29,054,105
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,946,210	29,054,105
剰余金減少額又は欠損金増加額	104,694,304	133,889,427
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	104,694,304	133,889,427
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	535,148,705	899,479,394

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 計算期間末日の取扱い 2023年 8月20日が休日のため、前計算期間末日を2023年 8月21日としております。 このため、当計算期間は365日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2023年 8月21日現在	当期 2024年 8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,811,566,769口	2,201,646,098口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1903円 (11,903円)	1.4085円 (14,085円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年 8月23日 至 2023年 8月21日	当期 自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日
1. 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 36,325,113円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 200,501,250円 C 収益調整金額 86,376,649円 D 分配準備積立金額 232,095,702円 E 当ファンドの分配対象収益額 555,298,714円 F 10,000口当たり収益分配対象額 1,975円 G 10,000口当たり分配金額 0円 H 収益分配金金額 0円 2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.48%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額 3. その他費用 その他費用は、監査費用927,964円、目論見書印刷費用1,066,439円、ほふり費用54,512円、運用報告書印刷費用551,412円およびその他191円です。	1. 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 34,675,847円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 434,490,164円 C 収益調整金額 80,691,980円 D 分配準備積立金額 354,257,501円 E 当ファンドの分配対象収益額 904,115,492円 F 10,000口当たり収益分配対象額 4,106円 G 10,000口当たり分配金額 0円 H 収益分配金金額 0円 2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左 3. その他費用 その他費用は、監査費用673,368円、目論見書印刷費用963,814円、ほふり費用39,666円、運用報告書印刷費用572,322円およびその他50円です。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年 8月23日 至 2023年 8月21日	当期 自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、投資証券、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、投資信託受益証券、投資証券、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
-------------------	--	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年 8月21日現在	当期 2024年 8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2023年 8月21日現在	当期 2024年 8月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	293,819,808	523,465,812
合計	293,819,808	523,465,812

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2022年 8月23日 至 2023年 8月21日	当期 自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日
元本の推移		
期首元本額	3,676,593,153円	2,811,566,769円
期中追加設定元本額	124,556,489円	89,229,863円
期中一部解約元本額	989,582,873円	699,150,534円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド	1,600,812,884	3,085,406,752	
合 計		1,600,812,884	3,085,406,752	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023年 8月21日現在	2024年 8月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	118,300,498	76,655,609
コール・ローン	2,204,303	3,809,713
株式	3,936,327,120	3,528,422,093
投資信託受益証券	-	18,589,261
投資証券	40,726,013	30,644,164
派生商品評価勘定	257,672	-
未収配当金	4,214,081	4,625,844
未収利息	-	11
流動資産合計	4,102,029,687	3,662,746,695
資産合計	4,102,029,687	3,662,746,695
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	134,131
未払解約金	77,600,000	60,000,000
未払利息	6	-
流動負債合計	77,600,006	60,134,131
負債合計	77,600,006	60,134,131
純資産の部		
元本等		
元本	2,518,537,185	1,869,162,038
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,505,892,496	1,733,450,526

	2023年 8月21日現在	2024年 8月20日現在
元本等合計	4,024,429,681	3,602,612,564
純資産合計	4,024,429,681	3,602,612,564
負債純資産合計	4,102,029,687	3,662,746,695

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2023年 8月21日現在	2024年 8月20日現在
1. 開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	2,518,537,185口	1,869,162,038口
2. 開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5979円 (15,979円)	1.9274円 (19,274円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年 8月23日 至 2023年 8月21日	自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、投資証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、投資信託受益証券、投資証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年 8月21日現在	2024年 8月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年 8月21日現在	2024年 8月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	81,629,623	469,821,008
投資信託受益証券	—	2,076,201
投資証券	△3,262,238	793,750
合計	78,367,385	472,690,959

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2023年 8月21日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外	為替予約取引				

の取引	売建 米ドル	73,500,000	—	73,242,328	257,672
合計		73,500,000	—	73,242,328	257,672

(2024年 8月20日現在)

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	51,000,000	—	51,134,131	△134,131
合計		51,000,000	—	51,134,131	△134,131

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

- 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ①開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - ②開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2022年 8月23日 至 2023年 8月21日	自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日
1. 元本の推移 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,520,343,767円	2,518,537,185円
期中追加設定元本額	66,593,229円	123,818,644円
期中一部解約元本額	1,068,399,811円	773,193,791円
2. 開示対象ファンドの期末日における元本の内訳 UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド	2,083,828,434円	1,600,812,884円
UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）	434,708,751円	268,349,154円
合計	2,518,537,185円	1,869,162,038円

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	キーエンス	500	67,930.00	33,965,000	
	ソフトバンクグループ	3,600	8,528.00	30,700,800	
	小計	4,100		64,665,800	
米ドル	ECOLAB INC	1,329	242.21	321,897.09	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	3,828	98.91	378,627.48	

	LINDE PLC	548	458.58	251,301.84
	AECOM	2,544	97.62	248,345.28
	AMETEK INC	1,342	164.67	220,987.14
	AZEK CO INC/THE	6,502	40.80	265,281.60
	BLOOM ENERGY CORP- A	8,014	11.79	94,485.06
	EMERSON ELECTRIC CO	3,347	103.84	347,552.48
	GENERAC HOLDINGS INC	2,695	155.10	417,994.50
	REGAL REXNORD CORP	3,467	159.76	553,887.92
	XYLEM INC	1,476	134.38	198,344.88
	MONTROSE ENVIRONMENTAL GROUP	6,864	33.20	227,884.80
	VERALTO CORP	2,129	109.58	233,295.82
	LYFT INC-A	23,553	11.60	273,214.80
	APTIV PLC	3,768	70.99	267,490.32
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	10,659	13.53	144,216.27
	NIKE INC -CL B	4,054	83.28	337,617.12
	VAIL RESORTS INC	1,230	178.57	219,641.10
	ALPHABET INC-CL A	6,746	166.67	1,124,355.82
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,298	578.78	751,256.44
	DANAHER CORP	2,204	271.27	597,879.08
	PATHWARD FINANCIAL INC	8,982	65.42	587,602.44
	BLACKROCK INC	363	870.21	315,886.23
	VISA INC-CLASS A SHARES	2,718	266.47	724,265.46
	VOYA FINANCIAL INC	6,554	67.99	445,606.46
	AUTODESK INC	1,324	251.11	332,469.64
	MICROSOFT CORP	3,239	421.53	1,365,335.67
	MONGODB INC	1,514	256.95	389,022.30
	ROPER TECHNOLOGIES INC	385	549.88	211,703.80
	SERVICENOW INC	654	832.88	544,703.52
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,029	347.02	357,083.58
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	3,143	141.57	444,954.51
	ADVANCED MICRO DEVICES	949	155.28	147,360.72
	BROADCOM INC	2,796	167.71	468,917.16
	ENPHASE ENERGY INC	1,831	119.71	219,189.01
	INTEL CORP	15,275	21.52	328,718.00
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	3,524	49.52	174,508.48
	MICRON TECHNOLOGY INC	4,425	108.63	480,687.75
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	3,624	175.45	635,830.80
	UNIVERSAL DISPLAY CORP	917	191.18	175,312.06
	小計	160,843		15,824,714.43 (2,317,529,428)
カナダ・ドル	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	2,711	108.60	294,414.60
	PRIMO WATER CORP	11,791	30.17	355,734.47
	ROYAL BANK OF CANADA	4,619	153.77	710,263.63

小計		19,121		1,360,412.70 (146,108,323)	
ブラジル・レアル	SAO MARTINHO SA	87,600	29.54	2,587,704.00	
小計		87,600		2,587,704.00 (69,990,406)	
ユーロ	KNORR-BREMSE AG	5,665	73.40	415,811.00	
	HUGO BOSS AG -ORD	6,079	39.00	237,081.00	
	DANONE	5,342	60.72	324,366.24	
	UNILEVER PLC	10,174	55.58	565,470.92	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	16,307	26.44	431,157.08	
	EUROFINS SCIENTIFIC	9,250	52.20	482,850.00	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	15,699	10.65	167,194.35	
	HERA SPA	89,017	3.39	302,479.76	
	IBERDROLA SA	28,647	12.55	359,519.85	
小計		186,180		3,285,930.20 (533,339,330)	
イギリス・ポンド	ASTRAZENECA PLC	3,842	130.50	501,381.00	
	SPECTRIS PLC	10,977	29.64	325,358.28	
	DRAX GROUP PLC	46,535	6.67	310,388.45	
小計		61,354		1,137,127.73 (216,247,580)	
ノルウェー・クローネ	NORSK HYDRO ASA	34,288	59.28	2,032,592.64	
小計		34,288		2,032,592.64 (28,232,711)	
香港ドル	CHINA METAL RECYCLING	1,048,800	0.00	0.00	
小計		1,048,800		0.00 (0)	
新台湾ドル	MERIDA INDUSTRY CO LTD	63,000	228.50	14,395,500.00	
小計		63,000		14,395,500.00 (65,813,346)	
中国・オフショア人民元	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	103,400	40.74	4,212,516.00	
小計		103,400		4,212,516.00 (86,495,169)	
合計		1,768,686		3,528,422,093 (3,463,756,293)	

② 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	SPDR ACWI	554	126,932.48	
	小計		554	126,932.48 (18,589,261)	
投資信託受益証券合計				18,589,261 (18,589,261)	

投資証券	米ドル	PROLOGIS INC	1,678	209,246.60	
	小計		1,678	209,246.60 (30,644,164)	
投資証券合計				30,644,164 (30,644,164)	
合計				49,233,425 (49,233,425)	

(注)

- 1.投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
- 2.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 3.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 4.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 5.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	40銘柄	97.9%	—	—	65.9%
	投資信託受 益証券	1銘柄	—	0.8%	—	0.5%
	投資証券	1銘柄	—	—	1.3%	0.9%
カナダ・ドル	株式	3銘柄	100.0%	—	—	4.2%
ブラジル・レアル	株式	1銘柄	100.0%	—	—	2.0%
ユーロ	株式	9銘柄	100.0%	—	—	15.1%
イギリス・ポンド	株式	3銘柄	100.0%	—	—	6.2%
ノルウェー・クロー ネ	株式	1銘柄	100.0%	—	—	0.8%
香港ドル	株式	1銘柄	0.0%	—	—	0.0%
新台湾ドル	株式	1銘柄	100.0%	—	—	1.9%
中国・オフショア人 民元	株式	1銘柄	100.0%	—	—	2.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年 8月21日から2025年 2月20日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2024年 8月20日現在	当中間計算期間末 2025年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,358,598	15,297,204
親投資信託受益証券	3,085,406,752	3,076,501,878
未収入金	42,000,000	31,000,000
未収利息	49	146
流動資産合計	3,143,765,399	3,122,799,228
資産合計	3,143,765,399	3,122,799,228
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,378,068	406,597
未払受託者報酬	1,263,222	1,225,645
未払委託者報酬	28,873,683	28,014,725
その他未払費用	1,124,934	1,112,012
流動負債合計	42,639,907	30,758,979
負債合計	42,639,907	30,758,979
純資産の部		
元本等		
元本	2,201,646,098	2,070,087,526
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	899,479,394	1,021,952,723
（分配準備積立金）	823,423,512	764,132,583
元本等合計	3,101,125,492	3,092,040,249
純資産合計	3,101,125,492	3,092,040,249
負債純資産合計	3,143,765,399	3,122,799,228

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023年 8月22日 至 2024年 2月21日	当中間計算期間 自 2024年 8月21日 至 2025年 2月20日
営業収益		
受取利息	-	11,636
有価証券売買等損益	413,573,367	217,095,126
営業収益合計	413,573,367	217,106,762
営業費用		
支払利息	8,947	-
受託者報酬	1,256,002	1,225,645
委託者報酬	28,708,520	28,014,725
その他費用	1,124,286	1,112,012
営業費用合計	31,097,755	30,352,382
営業利益又は営業損失（△）	382,475,612	186,754,380
経常利益又は経常損失（△）	382,475,612	186,754,380
中間純利益又は中間純損失（△）	382,475,612	186,754,380
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	14,272,016	12,384,702
期首剰余金又は期首欠損金（△）	535,148,705	899,479,394
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,453,269	13,300,933
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,453,269	13,300,933
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,007,676	65,197,282
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,007,676	65,197,282
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	846,797,894	1,021,952,723

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (2) 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第211条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		前計算期間末 2024年 8月20日現在	当中間計算期間末 2025年 2月20日現在
1.	計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	2,201,646,098口	2,070,087,526口
2.	計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4085円 (14,085円)	1.4937円 (14,937円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2023年 8月22日 至 2024年 2月21日	当中間計算期間 自 2024年 8月21日 至 2025年 2月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.48%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じた合計した金額 2. その他費用 その他費用は、監査費用323,379円、目論見書印刷費用485,951円、ほふり費用22,048円、運用報告書印刷費用292,858円およびその他50円です。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左 2. その他費用 その他費用は、監査費用325,698円、目論見書印刷費用475,677円、ほふり費用16,460円および運用報告書印刷費用294,177円です。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2024年 8月20日現在	当中間計算期間末 2025年 2月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日	当中間計算期間 自 2024年 8月21日 至 2025年 2月20日
元本の推移 期首元本額	2,811,566,769円	2,201,646,098円

期中追加設定元本額	89,229,863円	27,945,637円
期中一部解約元本額	699,150,534円	159,504,209円

（参考）

当ファンドは「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2024年 8月20日現在	2025年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	76,655,609	89,752,866
コール・ローン	3,809,713	1,817,578
株式	3,528,422,093	3,344,391,241
投資信託受益証券	18,589,261	17,103,605
投資証券	30,644,164	-
派生商品評価勘定	-	263,817
未収入金	-	22,567,715
未収配当金	4,625,844	1,025,158
未収利息	11	17
流動資産合計	3,662,746,695	3,476,921,997
資産合計	3,662,746,695	3,476,921,997
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	134,131	19,247
未払解約金	60,000,000	49,600,000
流動負債合計	60,134,131	49,619,247
負債合計	60,134,131	49,619,247
純資産の部		
元本等		
元本	1,869,162,038	1,660,598,042
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,733,450,526	1,766,704,708
元本等合計	3,602,612,564	3,427,302,750
純資産合計	3,602,612,564	3,427,302,750
負債純資産合計	3,662,746,695	3,476,921,997

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
-------------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目		2024年 8月20日現在	2025年 2月20日現在
1.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における受益権の総数	1,869,162,038口	1,660,598,042口
2.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9274円 (19,274円)	2.0639円 (20,639円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 8月20日現在	2025年 2月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年 8月20日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	51,000,000	—	51,134,131	△134,131
合計		51,000,000	—	51,134,131	△134,131

(2025年 2月20日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	2,679,000	—	2,659,753	△19,247
	売建 米ドル	49,100,000	—	48,859,891	240,109

	カナダ・ドル	2,679,000	—	2,655,292	23,708
合計		54,458,000	—	54,174,936	244,570

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

- 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう評価しております。
 - ①開示対象ファンドの期末日および中間期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - ②開示対象ファンドの期末日および中間期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日および中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日	自 2024年 8月21日 至 2025年 2月20日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,518,537,185円	1,869,162,038円
期中追加設定元本額	123,818,644円	27,250,837円
期中一部解約元本額	773,193,791円	235,814,833円
2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における元本の内訳		
UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド	1,600,812,884円	1,490,625,456円
UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）	268,349,154円	169,972,586円
合計	1,869,162,038円	1,660,598,042円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 2月28日現在です。

【UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,936,307,146円
II 負債総額	1,870,471円
III 純資産総額（I－II）	2,934,436,675円
IV 発行済口数	2,065,078,274口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4210円

（参考）

UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	3,265,794,593円
II 負債総額	1,400,000円
III 純資産総額（I－II）	3,264,394,593円
IV 発行済口数	1,662,262,194口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9638円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年2月末現在の委託会社の資本金の額： 2,200,000,000円

委託会社が発行する株式総数： 86,400株

発行済株式総数： 21,600株

最近5年間における資本金の額の増減： 該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

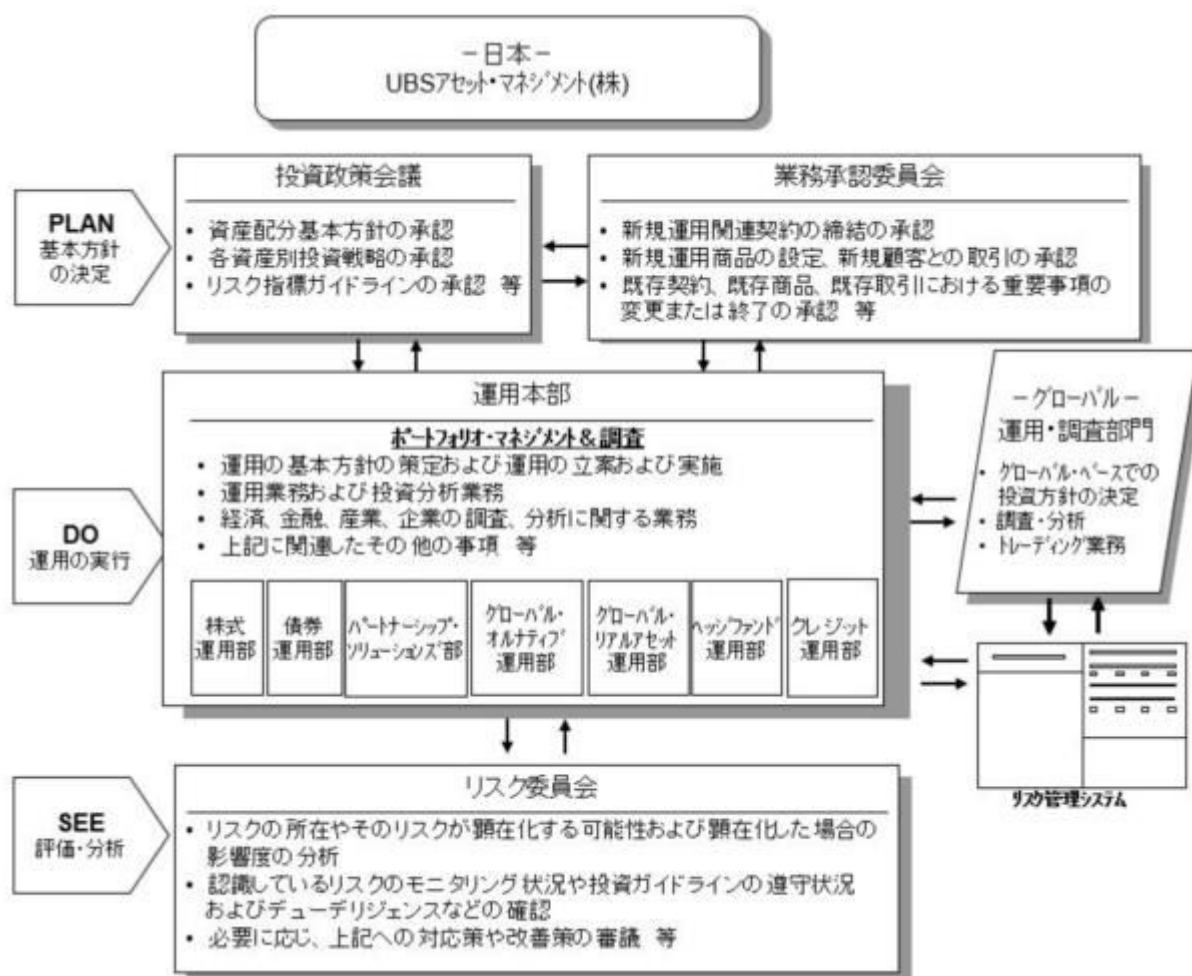
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2025年2月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2025年2月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	35	41,903
追加型株式投資信託	76	348,691
合計	111	390,594

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		2,548,144		2,535,404
未収入金	*1		72,447		184,711
未収委託者報酬			593,096		579,091
未収運用受託報酬	*1		726,267		560,509
その他未収収益	*1		537,360		641,829
前払費用			17,754		18,005
その他			5,264		3,577
流動資産計			4,500,336		4,523,128
固定資産					
投資その他の資産			413,637		498,189
前払年金費用		128,037		223,189	
繰延税金資産		265,600		255,000	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			413,637		498,189
資産合計			4,913,973		5,021,318

期別		前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金	*1		59,897		48,296
未払費用			1,169,924		1,306,303
未払消費税等			2,538		10,467
未払法人税等			19,936		82,550
賞与引当金			569,228		645,318
その他			7,094		22,385
流動負債計			1,828,620		2,115,322
固定負債					
退職給付引当金			-		1,411
固定負債計			-		1,411
負債合計			1,828,620		2,116,733
(純資産の部)					
株主資本			3,085,353		2,904,584
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			885,353		704,584
利益準備金		550,000		550,000	

その他利益剰余金		335,353		154,584	
繰越利益剰余金		335,353		154,584	
純資産合計			3,085,353		2,904,584
負債・純資産合計			4,913,973		5,021,318

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			4,411,454		4,005,468
運用受託報酬	*1*2		2,133,967		1,954,971
その他営業収益	*1*3		2,094,215		2,468,820
営業収益計			8,639,637		8,429,260
営業費用					
支払手数料			1,840,518		1,676,399
広告宣伝費			66,474		69,921
調査費			2,906,831		2,669,100
調査費		138,213		128,096	
委託調査費	*1	2,768,618		2,541,003	
委託計算費			200,737		201,221
営業雑経費			63,596		50,092
通信費		547		791	
印刷費		41,830		38,243	
協会費		12,131		9,909	
その他	*1	9,087		1,147	
営業費用計			5,078,159		4,666,734
一般管理費					
給料			2,235,586		2,144,147
役員報酬		203,957		161,936	
給料・手当	*1	1,520,195		1,388,310	
賞与		511,434		593,900	
交際費			6,233		6,429
旅費交通費			32,999		36,934
租税公課			48,950		44,787
不動産賃借料			257,415		243,048
退職給付費用			118,068		96,088
事務委託費	*1		271,366		818,475
諸経費			69,992		52,120
一般管理費計			3,040,611		3,442,032
営業利益			520,865		320,493
営業外収益					
受取利息		9		202	
為替差益		15,637		-	
雑収入		-		38	
営業外収益計			15,646		240
営業外費用					
支払利息	*1	-		2	
為替差損		-		17,632	
雑損失		3,550		6,933	
営業外費用計			3,550		24,569
経常利益			532,961		296,164
税引前当期純利益			532,961		296,164
法人税、住民税及び事業税			130,274		130,993
法人税等調整額			67,350		10,600
当期純利益			335,336		154,571

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）						(単位：千円)
	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258

当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			△ 32,921	△ 32,921	△ 32,921	△ 32,921
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）（単位：千円）

	資本金	利益 準備金	株主資本 利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
			その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340
当期純利益			154,571	154,571	154,571	154,571
当期中の変動額合計			△ 180,768	△ 180,768	△ 180,768	△ 180,768
当期末残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。
退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
△2,488千円	△4,649千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

（3）成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（4）その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	255,000

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当ありません

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
現金・預金	1,062,302	1,453,958
未収入金	14,609	14,939
未収運用受託報酬	31	30
その他未収収益	436	325
未払費用	78,542	95,435

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	当事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
運用受託報酬	28	28
営業雑経費 その他	1	-
人件費	-	21
事務委託費	627,004	777,122

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	当事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
投資助言報酬	93,454	153,494

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	335,340	15,525	2023年12月31日	2024年3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第30期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	154,580	7,156	2024年12月31日	第30期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2024年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,548,144	-
未収入金	72,447	-
未収委託者報酬	593,096	-
未収運用受託報酬	726,267	-
その他未収収益	537,360	-
合計	4,477,316	-

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,535,404	-
未収入金	184,711	-
未収委託者報酬	579,091	-
未収運用受託報酬	560,509	-
その他未収収益	641,829	-
合計	4,501,545	-

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	△29,900
退職給付の支払額	△139,913
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	△139,913
年金資産の期末残高	1,084,609

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	△1,084,609
小計	△128,037
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037
退職給付引当金	-
前払年金費用	△128,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	△5,927
数理計算上の差異の費用処理額	△41,757
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,831

(注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円であります。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	956,572
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
数理計算上の差異の当期発生額	△30,654
退職給付の支払額	△60,315
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	962,221

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,084,609
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の当期発生額	39,800
事業主からの拠出額	113,873
退職給付の支払額	△60,315
年金資産の期末残高	1,184,000

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	962,221
--------------	---------

年金資産	△1,184,000
小計	△221,778
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778
退職給付引当金	1,411
前払年金費用	△223,189
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	88,319
利息費用	8,300
期待運用収益	△6,033
数理計算上の差異の費用処理額	△70,455
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	20,131

(注)上記の他、特別退職金52,599千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	23%
その他	35%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.910%
長期期待運用収益率	0.58%
予定一時金選択率	100.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,358千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	24,400	21,400
減価償却超過額	78,300	77,400
資産除去債務	62,400	81,400
未払事業税	6,400	8,200
株式報酬費用	31,900	29,000
退職給付引当金	△25,600	△54,600
賞与引当金	146,200	169,900
その他	3,600	3,300
繰延税金資産小計	327,600	336,000
評価性引当額	△62,000	△81,000
繰延税金資産合計	265,600	255,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.36%	9.95%
過年度法人税等	△0.18%	0.45%
評価性引当額の増減	1.88%	6.42%
均等割	0.43%	0.77%
その他	△0.02%	△0.41%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.08%	47.81%
-------------------	--------	--------

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報
収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
委託者報酬	4,411,454	4,005,468
運用受託報酬	1,934,008	1,740,517
成功報酬（注）	199,958	214,454
その他営業収益	2,094,215	2,468,820
合計	8,639,637	8,429,260

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
- (1) 製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。
- (2) 地域に関する情報
営業収益

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,092,343千円	1,234,765千円	901,073千円	4,228,182千円

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

日本	米国	その他	合計
1,913,478千円	1,589,734千円	920,579千円	4,423,792千円

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,094,243千円	投資運用

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,473,651千円	投資運用

- (注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

- (*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引
前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	スイス・チューリッヒ	3.4億 米ドル	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	4,809,526 5,463,144 28 576,242	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,062,302 14,609 31 69,944
親	UBS Asset Management AG	スイス・チュー	43 百万 スイス	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業務及び、そ	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

会 社		リッヒ	フラン			れに関する 事務委託等				
--------	--	-----	-----	--	--	----------------	--	--	--	--

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費 (受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万 オーストラリアドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万 英国ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米 国ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米 国ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米 国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (Hongkong) Limited	香港	153百万 香 港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.4億 米 国ドル	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費 人件費	5,931,641 5,539,985 28 722,954 21	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,453,958 14,939 30 85,323
親	UBS Asset	スイス・	43 百万	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業	事務委託費	54,167	その他未収収益 未払費用	325 10,112

会社	Management AG	チューリッヒ	スイスフラン			務及び、それに関する事務委託等				
----	---------------	--------	--------	--	--	-----------------	--	--	--	--

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	296,988 141,970 29,953	その他未収収益 未収入金 未払費用	63,817 70,489 118,035
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	449億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	377,406 243,048 3,288	未収入金 その他未収収益 未払費用	13,096 10 187,268
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	37,280 130,591 38,398	その他未収収益 未払費用	16,999 23,992
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	193,080 255,845 20,121	その他未収収益 未払費用	53,615 55,753
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	172百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	231,284 1,156,513 269,632	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,595 72,155 133,175
	UBS Asset Management (Americas) LLC	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,491,778 663,769 262,084	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,720 316,011 152,914
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	32,891 110,089 19,080	その他未収収益 未払費用	20,462 40,784
	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取) 人件費(受取)	1,515 65,149	未収入金 その他未収収益 未払費用	61,200 9,437 61,577
	クレディ・スイス証券株式会社	東京都千代田区大手町	39,050百万円	証券業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	105,034	その他未収収益 未払費用	25,446 61,773

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
5. UBS Asset Management (Americas) LLC は、2024年4月1日付でUBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS 0' Connor LLCを吸収合併したため、UBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS 0' Connor LLCの各取引金額とAsset Management (Americas) LLCの取引金額を合算し記載しております。
6. UBS Asset Management Switzerland A.G.は、2024年8月30日付でCredit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.を吸収合併したため、Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.とUBS Asset Management Switzerland A.G.の取引金額を合算し記載しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	142,840円42銭	134,471円52銭
1株当たり当期純利益金額	15,524円82銭	7,156円09銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益（千円）	335,336	154,571
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	335,336	154,571
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額：10,000百万円（2024年9月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社S B I 証券	54,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー	50米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3) 投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

- ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月24日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月6日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS気候変動関連グローバル成長株式ファンドの2023年8月22日から2024年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンドの2024年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月30日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS気候変動関連グローバル成長株式ファンドの2024年8月21日から2025年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンドの2025年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月21日から2025年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。